令　和　元　年　６　月　市　議　会　定　例　会　議　提　出　議　案

（令和元年５月　日提出）

区分	予算関係	条例関係	その他議案	報告	計
件数	5	14	8	11	38

＊この資料は、主な改正点等について、参考まで記載したものです。

1 議案　第　号　令和元年度福島市一般会計補正予算

2 議案　第　号　令和元年度福島市下水道事業会計補正予算

3 議案　第　号　令和元年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算

4 議案　第　号　令和元年度福島市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算

5 議案　第　号　令和元年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算

6 議案　第　号　特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、所要の改定を行う。

【改正内容】

⑴報酬単価

①選挙長	10，600円	→	10，800円
②（当日）投票所の投票管理者	12，600円	→	12，800円
③期日前投票所の投票管理者	11，100円	→	11，300円
④開票管理者	10，600円	→	10，800円
⑤（当日）投票所の投票立会人	10，700円	→	10，900円
⑥期日前投票所の投票立会人	9，500円	→	9，600円
⑦開票・選挙立会人	8，800円	→	8，900円

（令和元年７月１日から施行）

7 議案　第　号　福島市税条例等の一部を改正する条例制定の件

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

⑴住宅借入金等特別税額控除の見直し【個人市民税】

・令和元年１０月１日から２年１２月３１日まで入居分の控除期間を１０年から１３年に延長

（公布の日から施行）

⑵非課税措置の範囲を拡大【個人市民税】

・前年の合計所得金額が１３５万円以下の単身児童扶養者を対象に追加

（令和３年１月１日から施行）

⑶　環境性能割の臨時的軽減【軽自動車税】

・令和元年１０月１日から２年９月３０日までに取得される税率１％以上の自家用乗用軽自動車の環境性能割を１％分軽減

（令和元年１０月１日から施行）

⑷　グリーン化特例（軽課）の適用期間の延長【軽自動車税】

①内容を据え置いたうえで、令和３年度課税分まで適用期間を２年間延長

（令和元年１０月１日から施行）

②電気自動車、天然ガス自動車を対象に、令和５年度課税分まで適用期間をさらに２年間延長

（令和３年４月１日から施行）

⑸地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入【固定資産税】

①計画の認定を受けた事業者が、医療施設等の誘導施設とともに整備した公共施設及び都市利便施設に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の創設

・課税標準を最初の５年間に限り４／５とする。

（公布の日から施行）

8 議案　第　号　福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

⑴用途規制の適用除外に係る特例許可に関して、公開による意見の聴取及び建築審査会の同意が不要になったことに伴い、当該規定の許可申請手数料を改正（②については公開による意見の聴取が必要）

①特例許可を受けて建築したものの増築、改築等について特例許可を行う場合

・1件につき　１２０，０００円

②住居環境の悪化を防止する措置が講じられているものの建築について特例許可を行う場合

・1件につき　１４０，０００円

⑵壁面線の指定箇所における建蔽率の限度の緩和に関する許可規定の創設に伴い、許可申請手数料を規定

・1件につき　３３，０００円

⑶既存建築物の用途変更を伴う２以上の工事を行う場合、既存不適格部分を基準に適合させるための改修を２以上の工事に分けて行うことができる規定の創設に伴い、認定申請手数料を規定

・1件につき　用途変更部分の床面積合計の１／２の広さに応じた額
８，０００円　から　６４７，０００円　までの９区分

⑷既存建築物を用途変更し、１年以内の期間を定めて一時的に興行場等として使用することに関する許可規定の創設に伴い、許可申請手数料を規定

・1件につき　使用する期間が3月以内のもの　1月につき２０，０００円
3月を超えるもの　１２０，０００円

⑸既存建築物を用途変更し、１年を超えて一時的に使用する国際的な規模の会議等を行う興行場等として使用することに関する許可規定の創設に伴い、許可申請手数料を規定

・1件につき　１７０，０００円

（建築基準法の一部を改正する法律第２条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行）

9 議案　第　号　福島市十六沼公園サッカー場条例の一部を改正する条例制定の件

天然芝コート等の整備に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

⑴クレーコートの使用料を削除し、天然芝コートの使用料を追加

⑵使用料

区分	使用単位	使用料	
天然芝コート	1面	1時間	4，000円
	2分の1面	1時間	2，000円

（公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行）

10 議案　第　号　福島市土湯地区温泉施設設置条例の一部を改正する条例制定の件

公の施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者制度の導入に向け、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

・指定管理者による管理、指定管理者が行う業務の範囲、利用料金について条例に規定

（公布の日から施行）

11 議案　第　号　福島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件

利用者操作用端末機使用による証明書等交付サービスの開始に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

・印鑑登録証明書の交付要件に利用者操作用端末機による申請を追加

（令和元年８月１日から施行）

12 議案　第　号　福島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件

児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

・各指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を規定

事業名	人員に関する基準	設備に関する基準	運営に関する基準
児童発達支援	・障がい児数に対する児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（1人以上は常勤） 障がい児10人以下：2人以上 障がい児10人超　：2人＋5人までごとに1人以上 ・児童発達支援管理責任者1人以上	訓練に必要な機械器具を備えた指導訓練室のほか、必要な設備及び備品等を備えなければならない。	利用定員：10人以上 事業目的、運営方針、営業日、個人情報の取扱い、費用等の重要事項に関する運営規定を定める。
医療型児童発達支援	・診療所従業者：医療法規定による。 ・児童指導員、保育士、看護職員、理学療法士又は作業療法士、児童発達支援管理責任者：各1人以上。	医療法に規定する診療所として必要とされる設備の他、指導訓練室、屋外訓練場、相談室等を有すること。	利用定員：10人以上 事業目的、運営方針、営業日、個人情報の取扱い、費用等の重要事項に関する運営規定を定める。
放課後等デイサービス	・障がい児の数に対する児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（1人以上は常勤） 障がい児10人以下：2人以上 障がい児10人超　：2人＋5人までごとに1人以上 ・児童発達支援管理責任者1人以上 ・児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は常勤で、半数以上は児童指導員又は保育士	訓練に必要な機械器具を備えた指導訓練室のほか、必要な設備及び備品等を備えなければならない。	利用定員：10人以上 事業目的、運営方針、営業日、個人情報の取扱い、費用等の重要事項に関する運営規定を定める。
居宅訪問型児童発達支援	**・訪問支援員の人数基準** 訪問支援を行うために必要な数、児童発達支援管理責任者は1人以上。 **・訪問支援員の資格、経験等** 理学療法士、言語聴覚士等の資格を取得後又は児童指導員等として配置後に下記の業務のいずれかに3年以上従事した者でなければならない。 ・障がい児について、入浴その他の介護を行い、介護を行う者に対して指導を行う業務 ・日常生活における基本的な動作の指導その他の支援を行い、当該障がい児の訓練等を行う者に対して指導を行う業務 ・その他職業訓練又は職業教育に係る業務	事業運営に必要な広さの専用区画の他、支援の提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。	事業目的、運営方針、営業日、個人情報の取扱い、費用等の重要事項に関する運営規定を定める。
保育所等訪問支援	・訪問支援員の人数は、訪問支援を行うために必要な数 ・児童発達支援管理責任者は1人以上	必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。	事業目的、運営方針、営業日、個人情報の取扱い、費用等の重要事項に関する運営規定を定める。
多機能型事業所	・従業者の員数の特例 一定の条件のもと、事業所ごとに配置される従業者間の兼務可能 ・常勤の従業者の員数の特例 一定の条件のもと、各指定障害児通所支援事業所ごとに置くべき常勤の従業者の員数に関わらず、1人以上とすることができる。	特例として、各指定通所支援ごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。	・利用定員に関する特例 指定通所支援の事業のみを行う場合、利用定員の合計数は全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。 ・要件を満たす事業所の利用定員の合計数が20人以上である場合は、当該事業所において実施する指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上とすることができる。

（令和元年１０月１日から施行）

13 議案　第　号　福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

(1) 家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合の連携先施設の基準を緩和

(2) 保育所型事業所内保育事業における卒園後の受け皿の提供に関する基準の緩和

(3) 連携施設の確保に関する経過措置期間の延長

（公布の日から施行）

14 議案　第　号　福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

・放課後児童支援員の資格要件に、指定都市の長が行う研修を修了した者を追加

（公布の日から施行）

15 議案　第　号　**福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件**

地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

⑴課税限度額の引き上げ　　９３万円　→　９６万円

⑵国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更

・低額の所得層の課税を軽減

（公布の日から施行）

16 議案　第　号　**東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件**

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免期間を延長するため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

⑴対象期間の延長　　平成２２年度から平成３０年度まで → 令和元年度まで

⑵減免対象及び内容

・帰還困難区域等、上位所得層を除く旧避難指示区域等からの避難者
平成３１年４月分～令和２年３月分までの１年分減免

（公布の日から施行）

17 議案　第　号　**福島市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件**

保険料の減額賦課に係る保険料率を定めるため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

・保険料率の改正

段階	割合		保険料年額	
	変更前	変更後	変更前	変更後
1	0．450	0．375	32，900円	27，500円
2	0．750	0．625	54，900円	45，800円
3	0．750	0．725	54，900円	53，100円

（公布の日から施行）

18 議案　第　号　**東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件**

東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免期間を延長するため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

⑴対象期間の延長　　平成２２年度から平成３０度まで → 令和元年度まで

⑵減免対象及び内容

・帰還困難区域等、上位所得層を除く旧避難指示区域等からの避難者
平成３１年４月分～令和２年３月分までの１年分減免

（公布の日から施行）

19 議案　第　号　**福島市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件**

消防法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

⑴共同住宅の一部を利用して民泊事業を行う際、特定小規模施設自動火災報知設備を設置する場合に住宅用火災警報器等の設置が免除となる規定を追加

⑵火災予防上必要な建築物等と対象火気設備等及び対象火気器具等との適正な離隔距離を定めるため別表を改正

（公布の日から施行）

20 議案　第　号　市道路線の認定及び廃止の件

一般公共の用に供するため7路線を認定するとともに、6路線を廃止する。

21 議案　第　号　工事請負契約の件（十六沼公園人工芝サッカー場整備工事）

十六沼公園人工芝サッカー場整備工事について、請負契約を締結する。

22 議案　第　号　工事請負契約の件（福島市新斎場整備事業２期造成工事）

福島市新斎場整備事業　２期造成工事について、請負契約を締結する。

23 議案　第　号　工事請負契約の件（福島市一般廃棄物新最終処分場浸出水処理施設建設工事）

福島市一般廃棄物新最終処分場浸出水処理施設建設工事について、請負契約を締結する。

24 議案　第　号　工事請負契約の件（渡利学習センター建築工事（建築本体））

渡利学習センター建築工事（建築本体）について、請負契約を締結する。

25 議案　第　号　財産取得の件（消防ポンプ自動車）

福島南消防署杉妻出張所の消防ポンプ自動車を１台更新する。

26 議案　第　号　財産取得の件（化学消防ポンプ自動車）

福島南消防署信夫分署の化学消防ポンプ自動車を１台更新する。

27 議案　第　号　財産取得の件（消防救急デジタル無線システム）

消防救急デジタル無線システムを更新する。

28 報告　第　号　福島市一般会計予算の継続費繰越しの件

29 報告　第　号　福島市一般会計予算の繰越明許費繰越しの件

30 報告　第　号　福島市一般会計予算の事故繰越しの件

31 報告　第　号　福島市水道事業会計予算の継続費繰越しの件

32 報告　第　号　福島市水道事業会計予算の繰越しの件

33 報告　第　号　福島市下水道事業会計予算の繰越しの件

34 報告　第　号　福島市土地区画整理事業費特別会計予算の繰越明許費繰越しの件

35 報告　第　号　福島市工業団地整備事業費特別会計予算の継続費繰越しの件

36 報告　第　号　福島市工業団地整備事業費特別会計予算の繰越明許費繰越しの件

37 報告　第　号　市が資本金を出資している法人の事業計画等提出の件

38 報告　第　号　専決処分報告の件